

# 議会運営委員会 H30. 3. 14 (水)

開 会 9 : 5 8  
散 会 1 0 : 0 3

## 1. 政策条例検討委員会の協議結果について

- 政策条例検討委員会の大場委員長から、資料1～1-3のとおり報告された。

## 2. ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例（案）の取り扱いについて

- 岡口理事から、資料2～2-3のとおり「政策条例検討委員会で、各会派の合意に至った。については条例（案）を全議員が提出者となり、本日、議長あて提出した。」と発言された。
- 条例（案）の取り扱いは、理事会における申し合わせのとおり、本日の本会議に、日程追加のうえ上程し、上程後、政策条例検討委員長である大場委員長が提出者説明を行い、質疑、委員会付託及び討論は省略し、直ちに採決することが申し合わされた。

## 3. 補正予算関係議案の取り扱いについて

- (1) 議案修正の有無について
  - 各会派修正なしと報告された。
- (2) 討論の有無等について
  - 各会派討論なしと報告された。

## 4. 本日（3月14日）の会議の順序について

- 事務局から、資料3のとおり説明された。

## 5. 次回議会運営委員会等の開催日時について

- 次回の議会運営委員会の開催日時は、委員長報告日（3月22日）の午前10時、本会議の開議時間は午前11時目途と申し合わされた。

## 6. その他

- 本日の本会議の再開時間は、3月7日の議会運営委員会で午前11時目途と決まっている旨が確認された。

## 7. 執行部発言の有無

## 政策条例検討委員会協議結果報告書

本委員会では、「ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例（案）」の制定について、平成29年9月25日の第1回委員会から平成30年3月2日の第12回委員会まで協議を重ねた結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

## 記

- 条例の構成は、題名、本則及び附則とする。
- 条例の題名は、「ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例」とする。
- 条例の本則は、次のとおりとする。

## 前文

第1条 目的

第2条 県の責務

第3条 県民の役割

第4条 県民への情報等の提供

第5条 分野等を超えた連携

第6条 推進体制の整備等

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の提出時期は、平成30年2月定例会とする。
- 条例（案）の本文は別紙のとおりとする。

平成30年3月2日

政策条例検討委員会委員長 大場 芳博



佐賀県議会議長 石倉 秀郷 様

## ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例（案）

佐賀県は、豊かな自然、歴史、文化、食や、陶磁器をはじめとする伝統産業を有するとともに、時代を支えた多くの人材を輩出しており、古くから大陸との交流が盛んに行われるなど、佐賀県ならではの魅力を源泉に、世界に開かれた地域として発展してきました。

今、人口減少や少子高齢化が進む中で、農業、漁業、商業、まちづくり、文化、スポーツ等の地域資源を活かしたツーリズムとしての観光には、交流人口の増加による地域の発展に大きな役割が期待されます。このような中、外国人旅行者や個人客の増加、体験型観光への志向の高まり、新たな情報通信技術の急速な普及など、旅行者の価値観や行動形態は多様化しており、私たち県民は自らが住み、暮らしている地域の資源の魅力を高め、旅行者を温かく迎え入れ、心に響く情報を届けることが求められています。このためには、従来の観光関係者を含めた、私たち県民一人一人が、ふるさとを大切に思い、ふるさとへの誇りと愛着を持って旅行者を迎え入れる当事者であるとの意識を持つことが必要です。

我が国の近代化の幕開けである明治維新时期には、佐賀県の多くの先人が活躍しました。明治維新から150年を迎え、先人の偉業を顕彰するとともに、未来に向かって大きく踏み出す節目のときです。誇るべき歴史や文化を再認識することで、地域への愛着を醸成し、これらの地域資源を守り、活用することにより、地域の宝として育てていくことが重要です。

ここに、佐賀県に住む人と訪れる人とがともに感動を共有できる観光の観点からの地域づくりを推進することにより、県民のふるさとへの自信と誇りの醸成を目指すとともに、交流によって地域の幅広い分野の成長を促進し、未来に継承していくことを決意し、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、本県の観光の振興について、県の責務、県民の役割等を定めることにより、県民と旅行者とが様々な交流を通じて感動を共有できる地域づくりを推進し、もって県民のふるさとへの自信と誇りの醸成とともに県民生活の向上に貢献することを目的とします。

### （県の責務）

第2条 県は、地域資源の磨き上げ、旅行者の受入環境の整備、国内外への地域資源を活かした情報発信等の観光の振興に関する施策を、九州各県と連携して総合的に推進します。

2 県は、市町又は県民からなる多様な地域の主体が自発的に行う観光の振興に関する取組に対し、地域を支える人々が主役との認識のもと、必要な支援を行います。

(県民の役割)

第3条 県民は、その一人一人が率先して、自らが住み、暮らしている地域に対する関心及び理解を深め、観光の観点からの魅力ある地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、旅行者を温かい心で迎えるよう努めるものとします。

(県民への情報等の提供)

第4条 県は、県民が伝統、文化、産業、自然等の地域の魅力について再認識し、ふるさとへの自信、誇り及び愛着を持ち、観光の当事者としてふさわしい役割を担うための情報を提供するよう努めるとともに、県民がこのような情報を学ぶための機会を提供するよう努めます。

(分野等を越えた連携)

第5条 県、市町及び県民は、多様化する観光需要を踏まえ、分野及び地域を超えて、相互に連携を図り、一体となって観光地域づくりに取り組むよう努めるものとします。

(推進体制の整備等)

第6条 県は、観光の振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

## ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例（案）

佐賀県は、豊かな自然、歴史、文化、食や、陶磁器をはじめとする伝統産業を有するとともに、時代を支えた多くの人材を輩出しており、古くから大陸との交流が盛んに行われるなど、佐賀県ならではの魅力を源泉に、世界に開かれた地域として発展してきました。

今、人口減少や少子高齢化が進む中で、農業、漁業、商業、まちづくり、文化、スポーツ等の地域資源を活かしたツーリズムとしての観光には、交流人口の増加による地域の発展に大きな役割が期待されます。このような中、外国人旅行者や個人客の増加、体験型観光への志向の高まり、新たな情報通信技術の急速な普及など、旅行者の価値観や行動形態は多様化しており、私たち県民は自らが住み、暮らしている地域の資源の魅力を高め、旅行者を温かく迎え入れ、心に響く情報を届けることが求められています。このためには、従来の観光関係者を含めた、私たち県民一人一人が、ふるさとを大切に思い、ふるさとへの誇りと愛着を持って旅行者を迎え入れる当事者であるとの意識を持つことが必要です。

我が国の近代化の幕開けである明治維新时期には、佐賀県の多くの先人が活躍しました。明治維新から150年を迎え、先人の偉業を顕彰するとともに、未来に向かって大きく踏み出す節目のときです。誇るべき歴史や文化を再認識することで、地域への愛着を醸成し、これらの地域資源を守り、活用することにより、地域の宝として育てていくことが重要です。

ここに、佐賀県に住む人と訪れる人とがともに感動を共有できる観光の観点からの地域づくりを推進することにより、県民のふるさとへの自信と誇りの醸成を目指すとともに、交流によって地域の幅広い分野の成長を促進し、未来に継承していくことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本県の観光の振興について、県の責務、県民の役割等を定めることにより、県民と旅行者とが様々な交流を通じて感動を共有できる地域づくりを推進し、もって県民のふるさとへの自信と誇りの醸成とともに県民生活の向上に貢献することを目的とします。

（県の責務）

第2条 県は、地域資源の磨き上げ、旅行者の受入環境の整備、国内外への地域資源を活かした情報発信等の観光の振興に関する施策を、九州各県と連携して総合的に推進します。

2 県は、市町又は県民からなる多様な地域の主体が自発的に行う観光の振興に関する取組に対し、地域を支える人々が主役との認識のもと、必要な支援を行います。

（県民の役割）

第3条 県民は、その一人一人が率先して、自らが住み、暮らしている地域に対する関心及び理解を深め、観光の観点からの魅力ある地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、旅行者を温かい心で迎えるよう努めるものとします。

（県民への情報等の提供）

第4条 県は、県民が伝統、文化、産業、自然等の地域の魅力について再認識し、ふるさとへの自信、誇り及び愛着を持ち、観光の当事者と

してふさわしい役割を担うための情報を提供しよう努めるとともに、県民がこのような情報を学ぶための機会を提供しよう努めます。

(分野等を超えた連携)

第5条 県、市町及び県民は、多様化する観光需要を踏まえ、分野及び地域を超えて、相互に連携を図り、一体となって観光地域づくりに取り組むよう努めるものとします。

(推進体制の整備等)

第6条 県は、観光の振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

理 由

本県の観光の振興について、県の責務、県民の役割等を定めることにより、県民と旅行者とが様々な交流を通じて感動を共有できる地域づくりを推進し、もって県民のふるさとへの自信と誇りの醸成とともに県民生活の向上に貢献するため、ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例を制定する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由です。

平成 年 月 日提出

提 出 者 別 紙

# 提出者

留守 茂幸	石丸 博	石井 秀夫	武藤 明美	木原 奉文
稲富 正敏	竹内 和教	中倉 政義	藤木卓一郎	石倉 秀郷
桃崎 峰人	土井 敏行	指山 清範	大場 芳博	内川 修治
岡口 重文	原田 寿雄	徳光 清孝	宮原 真一	坂口 祐樹
藤崎 輝樹	向門 慶人	米倉 幸久	八谷 克幸	定松 一生
川崎 常博	江口 善紀	古賀 陽三	井上 常憲	池田 正恭
野田 勝人	中本 正一	西久保弘克	木村 雄一	青木 一功
井上 祐輔				

佐賀県議会議長 石倉 秀郷 様

資料 No. 2-3

## 本日（3月14日）の会議の順序（案）

## 1 開 議

- 2 ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例（案）の上程～採決  
（提出者説明を行い、質疑、委員会付託及び討論は省略）

## 3 委員長報告

4 知事提出議案関係  
（採決のみ）

- (1) 甲第18号 平成29年度一般会計補正予算（第5号）…………… 1件
- (2) 乙第37号 県事業に対する市町の負担について  
乙第38号 県営土地改良事業に対する市町の負担について  
乙第39号 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業に  
対する市町の負担について …………… 3件一括
- (3) 甲第19号～甲第31号 …………… 13件一括
- (4) 乙第40号～乙第42号 …………… 3件一括

## 5 散 会